

## ○豊中市伊丹市クリーンランド情報公開条例施行規則

制定 平成19年3月29日 規則第2号

改正 平成20年3月6日 規則第1号

平成24年3月30日 規則第3号

平成27年3月24日 規則第3号

平成28年7月22日 規則第6号

令和元年7月25日 規則第1号

(目的)

**第1条** この規則は、豊中市伊丹市クリーンランド情報公開条例（平成18年組合条例第9号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

**第2条** この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(請求書に記載すべき組合規則で定める事項等)

**第3条** 条例第6条第1項第3号に規定する組合規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開示の方法の区分
- (2) 請求者の区分
- (3) 利害関係者にあつては、当該行政文書に係る事務事業との利害関係の内容
- (4) その他管理者が定める事項

2 条例第6条第1項に規定する請求書は、行政文書開示請求書（第1号様式）とする。

3 条例第6条第2項の規定による補正の求めは、行政文書開示請求書の補正通知書（第2号様式）により行うものとする。

(行政文書開示決定通知書等)

**第4条** 条例第11条第1項に規定する組合規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開示の方法
- (2) 開示の日時
- (3) 開示の場所

2 条例第11条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 行政文書の全部を開示するとき 行政文書開示決定通知書（第3号様式）
- (2) 行政文書の一部を開示するとき 行政文書部分開示決定通知書（第4号

様式)

3 条例第11条第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 行政文書の全部を開示しないとき（次号及び第3号に掲げるときを除く。） 行政文書不開示決定通知書（第5号様式）
- (2) 条例第10条の規定により開示請求を拒否するとき 行政文書存否応答拒否決定通知書（第6号様式）
- (3) 開示請求に係る行政文書を保有していないとき 行政文書不存在による不開示決定通知書（第7号様式）

4 条例第11条第3項の組合規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 行政文書の一部を開示するとき及び行政文書の全部を開示しないとき（次号に掲げるときを除く。） 開示請求に係る行政文書の開示予定時期（決定の日から1年以内に開示することができるものに限る。）
- (2) 条例第10条の規定により開示請求を拒否するとき 開示請求を拒否した理由がなくなる予定時期（決定の日から1年以内に拒否した理由がなくなるものに限る。）

（行政文書開示決定等期間延長通知書）

**第5条** 条例第12条第2項に規定する書面は、行政文書開示決定等期間延長通知書（第8号様式）とする。

（行政文書開示決定等期間特例延長通知書）

**第6条** 条例第13条第1項に規定する書面は、行政文書開示決定等期間特例延長通知書（第9号様式）とする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

**第7条** 条例第14条第1項に規定する組合規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開示請求があった日
- (2) 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第14条第1項の規定により第三者（同項に規定する第三者をいう。）に意見書を提出する機会を与える場合は、意見照会書（第10号様式）により行うものとする。

3 条例第14条第2項に規定する組合規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開示請求があった日
- (2) 条例第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

(3) 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

4 条例第14条第2項に規定する書面は、意見照会書（第11号様式）とする。

5 第2項及び前項の意見照会書には、行政文書開示決定等に係る意見書（第12号様式）を添付するものとする。

6 条例第14条第3項に規定する書面は、行政文書開示決定に係る通知書（第13号様式）とする。

（開示の実施等）

**第8条** 条例第15条第2項に規定する組合規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ若しくは録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取又は録音カセットテープに複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付

(3) 前2号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 実施機関がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付。ただし、次に掲げる方法が容易であるときは、当該方法により行うことができる。

ア 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

イ 当該電磁的記録をフロッピーディスク、光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付

2 行政文書を閲覧し、聴取し、又は視聴する者は、当該行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損することがないように丁寧に取り扱い、関係職員の指示に従わなければならない。

3 実施機関は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、行政文書の閲覧、聴取若しくは視聴を拒み、又は行政文書の閲覧、聴取若しくは視聴の中止を命ずることができる。

4 行政文書の写し等の交付部数は、請求1件について1部とする。

（開示等の実施場所）

**第9条** 行政文書開示請求書の受付又は開示の実施場所の指定に当たっては、請求者の利便の配慮に努めるものとする。

（写し等の交付に要する費用）

**第10条** 条例第16条（条例第22条により準用される場合を含む。）に規定する行政文書の写し等の作成及び送付に要する費用の額は、別表のとおりとする。

(諮問をした旨の通知)

**第11条** 条例第19条の規定による通知は、審査会諮問通知書（第14号様式）により行うものとする。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等の通知)

**第12条** 条例第20条において準用する条例第14条第3項の規定による通知は、審査請求に係る行政文書開示決定通知書（第15号様式）により行うものとする。

(組合規則で定める組合の重要な基本計画)

**第13条** 条例第22条第2項第1号に規定する組合規則で定める組合の重要な基本計画は、次に掲げるものとする。

- (1) 組合行政全般に係る総合的な計画
- (2) 条例第22条第2項第2号に規定する附属機関等の検討を経て策定する基本計画

(行政文書目録)

**第14条** 条例第25条に規定する行政文書の検索に必要な目録は、豊中市伊丹市クリーンランド行政文書目録及び必要な資料とする。

2 実施機関は、前項の目録を一般の閲覧に供するため、総務課に備え置くものとする。

(運用状況の公表の方法)

**第15条** 条例第26条の規定による公表は、告示により行うものとする。

(委任)

**第16条** この規則に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

#### 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (平成20年3月6日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成24年3月30日規則第3号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則** (平成27年3月24日規則第3号抄)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年7月22日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和元年7月25日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表

1 写し等の作成に要する費用の額

方 法	規 格	金 額
乾式複写機による作成	日本産業規格A列3番まで	1枚につき10円
録音カセットテープへの複写による作成	記録時間120分	1巻につき170円
ビデオカセットテープへの複写による作成	VHS方式 記録時間120分	1巻につき360円
フロッピーディスクへの複写による作成	3.5インチ	1枚につき40円
光ディスクへの複写による作成	直径120ミリメートル 650メガバイト	1枚につき170円

備考

- 1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合については、片面を1枚として計算する。
  - 2 乾式複写機による作成について、日本産業規格A列3番を超える大きさの規格を用いた場合の費用の額は、管理者が別に定める。
  - 3 この表の左欄に掲げる方法以外の方法による写し等の作成に要する費用の額は、管理者が別に定める。
- 2 写し等の送付に要する費用の額
- (1) 方法 郵便
  - (2) 金額 郵便料金の額



第2号様式

第 年 月 日  
号 日

行政文書開示請求書の補正通知書

様

実施機関名 \_\_\_\_\_ 印

あなたが 年 月 日付けで提出された行政文書開示請求書は、次のとおり不備  
がありますので、豊中市伊丹市クリーンランド情報公開条例第6条第2項の規定により補正を求めます。

補正をする事項	
提出期限	年 月 日
提出書類	
補正書提出先 ( 担 当 課 )	所在地 〒 ----- 担当課 電話

注 提出期限までに補正ができない場合は、豊中市伊丹市クリーンランド総務課（電話06-6841-5395）又は  
担当課まで申し出てください。

第3号様式

第 年 月 号  
年 月 日

行政文書開示決定通知書

様

実施機関名 \_\_\_\_\_ 印

年 月 日付けで開示請求のあった行政文書の開示については、豊中市伊丹市クリーンランド情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり行政文書の全部を開示することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 ( )
開示の日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
開示の場所	
担当課	電話

- 注1 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 当日都合が悪い場合その他開示についてのお問合せは、豊中市伊丹市クリーンランド総務課（電話 06-6841-5395）又は担当課までご連絡ください。



第4号様式

第 年 月 日 号

行政文書部分開示決定通知書

様

実施機関名



年 月 日付けで開示請求のあった行政文書の開示については、豊中市伊丹市クリーンランド情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他( )
開示の日時	年 月 日( ) 午前・午後 時 分
開示の場所	
開示しない部分及び理由	[根拠] 豊中市伊丹市クリーンランド情報公開条例の該当条項 [開示しない部分及び理由]
※開示予定時期	年 月
担当課	電話

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に\_\_\_\_\_に対して審査請求をすることができます。

また、この決定については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊中市伊丹市クリーンランドを被告として(訴訟において豊中市伊丹市クリーンランドを代表する者は\_\_\_\_\_となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注1 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 当日都合が悪い場合その他開示についてのお問い合わせは、豊中市伊丹市クリーンランド総務課（電話06-6841-5395）又は担当課までご連絡ください。

3 ※は、1年以内に開示可能な場合にその予定時期を記載していますので、あらためて請求される場合には、事前に担当課にお問い合わせください。

第5号様式

第 年 月 日

行政文書不開示決定通知書

様

実施機関名.....

年 月 日付けで開示請求のあった行政文書の開示については、豊中市伊丹市クリーンランド情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり行政文書の全部を開示しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	
開示しないこととする理由	[根拠] 豊中市伊丹市クリーンランド情報公開条例の該当条項 [開示しないこととする理由]
※開示予定時期	年 月
担当課	電話

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に.....に対して審査請求をすることができます。

また、この決定については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊中市伊丹市クリーンランドを被告として(訴訟において豊中市伊丹市クリーンランドを代表する者は.....となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 ※は、1年以内に開示可能な場合にその予定時期を記載していますので、あらためて請求される場合には、事前に担当課にお問い合わせください。

第6号様式

第 年 月 日

行政文書存否応答拒否決定通知書

様

実施機関名.....印

年 月 日付けで開示請求のあった行政文書の開示については、豊中市伊丹市クリーンランド情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり行政文書の開示請求を拒否することと決定しましたので通知します。

行政文書開示請求書に記載された行政文書の名称又は内容	
開示請求を拒否する理由	
※開示予定時期	年 月
担当課	電話

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に.....に対して審査請求をすることができます。

また、この決定については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊中市伊丹市クリーンランドを被告として(訴訟において豊中市伊丹市クリーンランドを代表する者は.....となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 ※は、1年以内に開示請求を拒否した理由がなくなる場合には、その予定時期を記載していますので、あらためて請求される場合には、事前に担当課にお問い合わせください。

第7号様式

第 年 月 日

行政文書不存在による不開示決定通知書

様

実施機関名.....

年 月 日付けで開示請求のあった行政文書の開示については、当該行政文書を保有していないため、豊中市伊丹市クリーンランド情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

行政文書開示請求書に記載された行政文書の名称又は内容	
行政文書を保有していない理由	
担当課	電話

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に.....に対して審査請求をすることができます。

また、この決定については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊中市伊丹市クリーンランドを被告として（訴訟において豊中市伊丹市クリーンランドを代表する者は.....となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第8号様式

第 号  
年 月 日

行政文書開示決定等期間延長通知書

様

実施機関名



年 月 日付けで開示請求のあった行政文書の開示については、豊中市伊丹市クリーンランド情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので通知します。

行政文書の名称	
当初の開示決定等の期限	年 月 日
延長後の期間	日間
延長後の開示決定等の期限	年 月 日
延長の理由	
担当課	電話

豊中市伊丹市クリーンランド情報公開条例施行規則

第9号様式

第 号  
年 月 日

行政文書開示決定等期間特例延長通知書

様

実施機関名

印

年 月 日付けで開示請求のあった行政文書の開示については、豊中市伊丹市クリーンランド情報公開条例第13条第1項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので通知します。

行政文書の名称		
当初の開示決定等の期限	年 月 日	
開示請求に係る行政文書のうち の相当の部分につき 開示決定等をする期間及び その部分	期限	年 月 日
	部分	
残りの行政文書について 開示決定等をする期限	年 月 日	
豊中市伊丹市クリーンランド情報公開条例 第13条第1項を適用する理由		
担 当 課	電 話	

第10号様式

第 年 月 日 号

意見照会書

様

実施機関名 \_\_\_\_\_ 印

あなた（貴団体）に関する情報が記録されている行政文書について、豊中市伊丹市クリーンランド情報公開条例第6条第1項の規定により、行政文書の開示請求がありました。

同条例第14条第1項の規定により次のとおり通知しますので、この行政文書を開示することに関し、ご意見があれば、別紙「行政文書開示決定等に係る意見書」を提出してください。

開示請求に係る行政文書の 名称	
開 示 請 求 が あ っ た 日	年 月 日
開示請求に係る行政文書に 記録されているあなた （貴団体）の情報の内容	
提 出 期 限	年 月 日
意 見 書 提 出 先 （ 担 当 課 ）	所在地 〒
	担当課 電 話

豊中市伊丹市クリーンランド情報公開条例施行規則

第11号様式

第 号  
年 月 日

意見照会書

様

実施機関名 \_\_\_\_\_ 印

あなた（貴団体）に関する情報が記録されている行政文書について、豊中市伊丹市クリーンランド情報公開条例第6条第1項の規定により、行政文書の開示請求がありました。

同条例第14条第2項の規定により次のとおり通知しますので、この行政文書を開示することに関し、ご意見があれば、別紙「行政文書開示決定等に係る意見書」を提出してください。

開示請求に係る行政文書の名称	
開示請求があった日	年 月 日
開示請求に係る行政文書に記録されているあなた（貴団体）の情報の内容	
豊中市伊丹市クリーンランド情報公開条例第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	豊中市伊丹市クリーンランド情報公開条例第14条第2項第 号を適用 [理由]
提出期限	年 月 日
意見書提出先 ( 担 当 課 )	所在地 〒 担当課 電 話



豊中市伊丹市クリーンランド情報公開条例施行規則

第12号様式

年 月 日

行政文書開示決定等に係る意見書

様

氏 名 (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住 所 (法人その他の団体にあつては事務所等の所在地)  
〒

連 絡 先 (連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の氏名・電話番号)

( ) -

年 月 日付け で通知のあつた件についての意見は、次のとおりです。

行政文書の名称	
開示についての意見	<input type="checkbox"/> 開示してもよい。 <input type="checkbox"/> 開示に反対する。
開示決定に反対する場合の理由	

第13号様式

第 年 月 日 号

行政文書開示決定に係る通知書

様

実施機関名.....印

あなた（貴団体）に関する情報が記録されている行政文書について、豊中市伊丹市クリーンランド情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり行政文書を開示することと決定しましたので、同条例第14条第3項の規定により通知します。

行政文書の名称	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
担 当 課	電 話

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に.....に対して審査請求をすることができます。

また、この決定については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊中市伊丹市クリーンランドを被告として（訴訟において豊中市伊丹市クリーンランドを代表する者は.....となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第14号様式

第 号  
年 月 日

審査会諮問通知書

様

実施機関名.....

年 月 日付け の行政文書の開示決定等に対する審査請求について、豊中市伊丹市クリーンランド情報公開・個人情報保護審査会に次のとおり諮問しましたので、豊中市伊丹市クリーンランド情報公開条例第19条の規定により通知します。

行政文書の名称	
審査請求の内容	
諮問をした日	年 月 日
担当課	電話

第15号様式

第 号  
年 月 日

審査請求に係る行政文書開示決定通知書

様

実施機関名.....

あなた（貴団体）に関する情報が記録されている行政文書について、次のとおり行政文書を開示することと決定しましたので、豊中市伊丹市クリーンランド情報公開条例第20条において準用する同条例第14条第3項の規定により通知します。

行政文書の名称	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
担 当 課	電 話